

令和7年度山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業等及び県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において特別高圧電力を利用し、電気料金高騰の影響を受けている県内中小企業等の負担軽減を図るために、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において中小企業等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 前号の中小企業等に該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むものをいう。
- (3) 特別高圧電力 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内の事業所等で特別高圧電力を契約し、その経費を負担している中小企業等
 - (2) 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者から除くものとする。
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業等
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業等
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前各号のいずれかに該当する中小企業等が所有している中小企業等
 - (5) 第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業等

(交付の対象及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助単価及び補助金の額は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助単価	補助金の額
使用年月が以下に掲げる期間に該当する特別高圧電力に係る電気料金であって、交付対象者が負担したもの ・令和6年8月分から10月分まで ・令和7年1月分から3月分まで	使用年月に応じて、以下に掲げる額 ・令和6年8月分及び9月分：1kwh当たり2.0円 ・令和6年10月分並びに令和7年1月分及び2月分：1kwh当たり1.3円 ・令和7年3月分：1kwh当たり0.7円	各月の特別高圧電力使用量に補助単価を乗じて得た額の合計額又は14,000千円のいずれか低い額（当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内の額

- 2 前項の使用年月とは、電気使用量の検針があった日の属する月の前月をいう。
3 特別高圧電力が公共事業若しくは発電事業に使用される場合又は特別高圧電力の電気料金に係る他の補助金、支援金、給付金等の対象となる場合は、当該電気料金を補助対象経費から除くものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 誓約書（別記様式第2号）
 - (2) 特別高圧電力使用電力量集計表（別記様式第3号）
 - (3) 使用電力量及び電気料金の支払期限が確認できる書類
 - (4) 特別高圧電力を契約又は使用し、電気料金を負担していることが確認できる書類
 - (5) 振込口座が確認できる書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、これを規則第5条に規定する補助金等交付申請書及び規則第14条に規定する補助金等実績報告書の提出があったものとみなし、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金は、前条の規定により交付の決定及び額の確定を通知した後に支払うものとする。

(帳簿の備付等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。